

勝山市広報

(第21号)

昭和30年11月15日発行

福井県勝山市役所広報企画課



11月22・23日
農林畜産物品評会
於勝山中学校

勝山市の人口は 三三七、五五四人

本年十月一日を期して全国一せいに行為されました国勢調査は皆様の御理解と御協力によりまして無事終了致しました。
今回の調査によりますと勝山人口は三七、五五四人で昭和二十五年国勢調査時よりも一、四〇八人減となり世帯数は七、四六三世帯で一四、五七世帯減となりました。地区別の世帯数及び男女別人口の概数は次のとおりであります。総世帯の公算を俟つて確定するのでその増多少変更があるかも分りません。

基本選挙人名簿の 縦覧について

このたび縦覧に供する基本選挙人名簿は九月十五日現在で調査し、十二月二十日をもつて確定し以後一ヶ年間使用するものです。

この選挙人名簿の調査は十月上旬に資格調査を作成し、各家へ回覧し認印されたものをもつて登録したのでありますが、縦覧の上苦し脱漏、誤載等や御不審の点がありましたら必ずこの縦覧期間中に市役所選挙管理委員会又は最寄りの支所へ届議の申立をして下さい。

- ◆ 基本選挙人名簿に登録される人
1、昭和十年十二月二十日以前に生れた人
2、本年六月十五日以後引続き本市に住んでいる人
- ◆ 縦覧期間は
十一月五日より十九日まで
- ◆ 縦覧場所は
市役所及び支所

(選挙管理委員会)

12月1日

昭和三十年年度臨時農業調査が行われます

農村の文化状況の実態を市町村別に把握し、今後の農村政策の策定に資するべく、今度の臨時農業調査は、家畜飼養、生活水準向上の基盤資料を得るため昭和三十年十二月一日を期して昭和三十年年度臨時農業調査が実施されます。

調査の範囲は次の各号の一に該当する農家です。

- ① 経営耕地面積が五畝歩以上のもの
- ② 経営耕地面積が五畝歩以下で粟・黍(粟・黍)・粟・粟(含む)または粟・黍を行つて過去一年の農業生産物の販売価格が一万円以上のもの

地区別世帯数及び男女別人口数

可 別	世帯数	人 口 (昭30.10)			世帯数	人 口 (昭25.10)			比較増減	
		男	女	計		男	女	計	世帯数	人口
勝 山	3,674	8,073	9,435	17,508	3,734	8,415	9,781	18,196	- 60	-688
平 泉	423	1,120	1,142	2,262	435	1,125	1,155	2,280	- 12	- 18
村 岡	516	1,333	1,459	2,792	521	1,357	1,450	2,807	- 5	- 15
北 谷	376	927	933	1,860	396	1,000	1,013	2,013	- 21	-153
野 向	359	1,028	1,015	2,043	370	1,060	1,024	2,084	- 11	- 41
荒 土	524	1,383	1,537	2,920	537	1,465	1,613	3,078	- 13	-158
北 郷	601	1,480	1,633	3,113	601	1,574	1,684	3,258	- 1	-145
鹿 谷	708	1,642	1,854	3,496	738	1,774	1,934	3,708	- 30	-212
蓮 羽	273	739	821	1,560	266	731	807	1,538	+ 7	+ 22
合 計	7,453	17,725	19,823	37,548	7,532	18,501	20,451	38,952	-145	-1,408

調査事項は

- ① 経営耕地面積広狭別農家数について
 - ② 常住世帯員について
 - ③ 専業、兼業別農家数について
 - ④ 納屋(作樂場)について
 - ⑤ 作業日誌および金銭出納簿について
 - ⑥ 新聞および雑誌について
 - ⑦ 洗場(ながし)について
 - ⑧ 飲料水について
 - ⑨ かまどについて
 - ⑩ 風呂場について
 - ⑪ 炊事用燃料について
 - ⑫ 便所の構造について
 - ⑬ 器具、機械類について
- 本調査については各調査区毎に設置されてある農林水産調査員が各調査家庭を訪問して調査することになっていきますから各家の皆さん正確なる調査に御協力下さるようお願いいたします。

お知らせ

自作農維持創設 資金融通法について

自作農維持創設資金融通法が前国会で成立し八月十五日から実施になつておりますので以下概略を説明致します

1 趣旨と融資機関

この法律の目的とする所は、農地や採草放牧地を維持したり、或いはこれらの利用を防止しようとする農業者に対して、これに必要な資金を長期且つ低利で貸付け、農業者の経営の安定を図ることにある。

2 貸付の相手方

この融資は公庫から農業者個人に直接貸付けられ、ここで対象となる農業者は経営の安定を欠き安定対策を必要とするもので、原則として農家の経済力又は規模が中層以下であり、且つ農林水産以外の所得が総所得の過半を占めない農家である。

3 貸付の対象

- (1) 農地又は採草放牧地の購入資金
- (2) 小作地の購入資金
- (3) 相続資金
- (4) 自作農維持資金

農業者の場合相続による零細化防止のため相続により農業を行なおうとする者が、他の共同相続人の相続分を譲り受けたり、その相続分を形式的に放棄してもらうために要する資金である

4 貸付の条件

- (1) 利率は年五分。(2) 償還期間は二十年内。(3) 据置期間は三年以内。(4) 融資額は一口当り最高二十万円。
- 5 貸付上の手続

この資金の貸付を受けようとする者は、農業経営安定計画を作成して、これを貸付連絡認定申請書に添えて知事宛に提出し、所轄農業委員会を巡る貸付を受けることが適当であるか否かの認定を受けてから公庫に貸付の申込みをする。

6 貸付の相手方の認定

農業委員会に認定申請書を受領した

ならば、意見書をつけて知事宛に提出すると共に安定計画書の写を当該地区関係の農業改良普及事務所に送付する。そこで農業改良普及員はこの安定計画の技術的經營的内容に就て職務上から見た独立の立場において意見書を撰(農業改良課)に提出し、県は此らの意見は勿論、関係部課の審議を経て次の条件をみたす場合に限りて認定を行う(1) 申請者が農業に精進する見込みがあること。

(2) 農業経営安定計画が適正であり申請者がこれを達成する見込みが確実であること。

(3) 申請者が農業経営安定計画を達成するためにこの資金の貸付を受けることが必要であつて他に適當な方法がないこと。

安定計画の達成指標

この資金の融通は、農業経営安定計画を作成しその実行によつてその経営の安定を確保しようとする農業者に必要な資金を貸付けらるものである。かゝる農家は概ね中層以下のもので経営能力も低い農家となるから、農業経営安定計画を達成させるためには指導援助が必要である。

またこの資金の貸付は最終的には公庫で決定するのであるが、県知事の認定のもつ役割も極めて大きく貸付金の償還確保に協力する種前からも、果は借受農家の農業経営安定計画を達成させるために必要な指導を行わねばならないことになつてゐる。云々までもなくこの農業経営安定計画達成の指導は農業改良普及員が担当するものである

(農林課)

建築基準法 屋外廣告物法 について

建築基準法及び屋外廣告物法につきましては、常にその施工に御留意願つておりますが、未だ不徹底の面もありませんので取れて皆様方の御理解と御協力方を御願ひ致します。

◆建築される方へ

- 一、基準法の確認を受けること。
- 二、旧勝山町、瀬羽、鹿谷、村岡地区はすべて確認申請手続をとること。
- 三、その他の地区は必ず着工届を提出すること。

右の事項は建物を改修、増築、模様

替をする場合すべて必要で、確認申請の必要性は「敷地、構造、設備及用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及財産の保護を図り、以て公共の福祉に増進すること」で、詳細なことは電話その他で土木出張所へ尋ねれば、すべての御指導を致しますから非常に有利に、合理的に建築出来ることになつてゐます。

◆屋外廣告物を掲出される方へ

最近市況の活発化につれて、各種の宣伝が多様多様を極めていますが、中でも屋外廣告物は法的にも基準がありませんから、その目的たる美観、風致及危害予防に御注意下さる様左記の点を厳守して下さい。

- 一、ポスター類は必ず許可印を必要とし、期間満了の際は除却の義務がありますから後始末をすること。
- 二、道路に突出される場合は、地上四・五米を基準としていますから御注意下さい。
- 三、許可期限を厳守される様、又許可メダルを貼りつけること。
- 四、その他、法的に色々規定もありませんが、詳細はその都度土木出張所に問合せ、正規の掲出をなし、除却命令や罰則適用など不明瞭な事象の起らぬ様も御注意下さい。

(勝山土木出張所)

十一月四日勝山市有林鴉谷に於て市長、収入役、議長、副議長、農林課長及農林委員の一行が勝山市制記念植樹(三年生杉苗)の献入れを行いました。この植樹は二町歩、約四千本です。

(写真は市長と議長の植樹)



市役所の執務時間

十一月十一日より次の様に変更になりました
午前八時三十分より正午まで
午後〇時三十分より四時三十分まで

◆たばこは市内で買いましたよ

勝山市副業の王座収納代金一億円を目ざす 本年産葉煙草の収納期迫る

勝山煙草で知られている古い歴史と伝統を誇る葉煙草も生産技術の向上と肥液の加え天候の好条件に恵まれ予想以上の成績を以て収穫乾燥を終わりました。愈々十二月一日荒土甸新道を皮切りに次の日計により市内百五十八町歩から生産された予想収量は三十一万六千疋の収納が実施されるわけでありませう。

最後の仕上げ作業である調理こそ最も肝要と耕作者の皆さんは昼夜の別なく今葉煙草の調理にはげんでおられることと聞いています。こうした皆さんの奮い努力の結晶は次の各支部別納付の日額を以て納付して頂くことになりましから期日に遅れないよう御協力下さい

支部	期日	産葉名	人員	包数
【荒土支部】	第一回	新道	九	二七八包
	第二回	西ヶ原	四	五〇六
	第三回	晩	四	四八八
	第四回	別所	一	四八九
	第五回	別所	一	六〇八
	第六回	別所	一	六〇七
	第七回	鶴野口	一	六五九
	第八回	田名部	一	一四九
	第九回	中清水	一	一九九
	第十回	堀名	一	一八三
【野向支部】	第一回	北野雲又	一	一七
	第二回	横倉	一	一七
	第三回	横倉	一	一七
	第四回	横倉	一	一七
	第五回	横倉	一	一七
	第六回	横倉	一	一七
	第七回	横倉	一	一七
	第八回	横倉	一	一七
	第九回	横倉	一	一七
	第十回	横倉	一	一七
【北郷支部】	第一回	森川	一	一七
	第二回	森川	一	一七
	第三回	森川	一	一七
	第四回	森川	一	一七
	第五回	森川	一	一七
	第六回	森川	一	一七
	第七回	森川	一	一七
	第八回	森川	一	一七
	第九回	森川	一	一七
	第十回	森川	一	一七

支部	期日	産葉名	人員	包数
【平泉寺支部】	第一回	大渡	九	二〇七
	第二回	赤尾	一	二〇七
	第三回	赤尾	一	二〇七
	第四回	赤尾	一	二〇七
	第五回	赤尾	一	二〇七
	第六回	赤尾	一	二〇七
	第七回	赤尾	一	二〇七
	第八回	赤尾	一	二〇七
	第九回	赤尾	一	二〇七
	第十回	赤尾	一	二〇七

支部	期日	産葉名	人員	包数
【村岡支部】	第一回	藤原	一	三二〇
	第二回	藤原	一	三二〇
	第三回	藤原	一	三二〇
	第四回	藤原	一	三二〇
	第五回	藤原	一	三二〇
	第六回	藤原	一	三二〇
	第七回	藤原	一	三二〇
	第八回	藤原	一	三二〇
	第九回	藤原	一	三二〇
	第十回	藤原	一	三二〇

支部	期日	産葉名	人員	包数
【鹿谷支部】	第一回	保田	一	二二〇
	第二回	保田	一	二二〇
	第三回	保田	一	二二〇
	第四回	保田	一	二二〇
	第五回	保田	一	二二〇
	第六回	保田	一	二二〇
	第七回	保田	一	二二〇
	第八回	保田	一	二二〇
	第九回	保田	一	二二〇
	第十回	保田	一	二二〇

支部	期日	産葉名	人員	包数
【勝山支部】	第一回	猪野口	一	一五九
	第二回	猪野口	一	一五九
	第三回	猪野口	一	一五九
	第四回	猪野口	一	一五九
	第五回	猪野口	一	一五九
	第六回	猪野口	一	一五九
	第七回	猪野口	一	一五九
	第八回	猪野口	一	一五九
	第九回	猪野口	一	一五九
	第十回	猪野口	一	一五九

支部	期日	産葉名	人員	包数
【北郷支部】	第一回	若猪野	一	一五九
	第二回	若猪野	一	一五九
	第三回	若猪野	一	一五九
	第四回	若猪野	一	一五九
	第五回	若猪野	一	一五九
	第六回	若猪野	一	一五九
	第七回	若猪野	一	一五九
	第八回	若猪野	一	一五九
	第九回	若猪野	一	一五九
	第十回	若猪野	一	一五九

「農事」

十一月の氣象予想

中旬
 【概況】気圧配置は北高型になるため、曇雨天が多いが、後半には天気は快復する見込
 【気温】稍低く、一時可成り低いこともある。
 【降水】稍多目
 【日照】稍少目

十二月の氣象概略予想

下旬
 【概況】概して北高型の気圧配置で月末には曇雨天が多い。
 【気温】始めは並で月末には低くなる
 【降水】稍多目乃至並
 【日照】稍少目乃至並
 【概況】大陸高気圧は例年より稍強く、本邦はその張り出しにおかれ冬型の気圧配置となる。低気圧は本邦北方を通るものが多く、千島方面で急激に発達するものもある見込。
 【天気】月始めに季節風が吹き、その後は冬らしい天候となつて一時風雪の強いことがある。
 【気温】稍低乃至並
 【降水】稍少目
 【日照】稍少目
 【降雪】一時風雪が強いが長続きせず、月を通じては平年並。

農作物対策

水稲 中晩稲の収穫期は天候が悪いから、特に種籾は天候の良い日に充分乾燥して貯蔵することに努めること
 麦 播種時期の天候が悪いので播種が遅れているが、天候の如何に拘らず早く播種すること、排水施設を完備すること。
 菜種 本年は菜種の苗が不足する傾向にあるので、苗の売買の悪いものを植える場合もあるから、この場合は密植するように努めて定植も早くすること。
 果樹 果樹類の植付、移植は早く行うようにすること。管理としては肥料を適量に行うこと。埋及処理を適量に行うこと。
 畜産 有柿の収穫は早くなる傾向にあるが、霜に一回あてると甘味が増すから収穫を急がないこと。
 蔬菜 至菘の定植は十月中で終つたが本年は苗が上作で販売を希望する農家もあるが、全国的に苗が上作のため販売には期待出来ないから、苗の余裕があれば増殖するように努めること。温床用の床土は早目に準備することが肝要である。

